

監査の結果について

地方自治法（昭和26年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和8年5月28日（木）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和8年4月15日から同年5月28日まで

（2）現地調査箇所

水橋西部保育所、稲荷元町保育所

柳町小学校、東部中学校

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア こども家庭部 こども保育課

保育所（7箇所）

清水、柳町、三郷、水橋西部、上条、水橋東部、稲荷元町

イ 教育委員会事務局 教育総務課

小学校（9箇所）

芝園、柳町、五福、奥田、奥田北、新庄北、針原、大広田、広田

中学校（7箇所）

東部、新庄、藤ノ木、山室、大泉、月岡、興南

（2）対象期間

令和7年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 歳出の執行事務について
- エ 財産の管理事務について
- オ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 保育所

- ア 領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれておらず、また金銭出納簿及び金銭管理簿への記載が漏れているものが見受けられたため、改善を図られたい。(稲荷元町)
- イ AEDを更新した際、更新前のものについて物品棄焼却処分伺の作成及び備品台帳への払出しの記載を行っておらず、また更新後のものについて備品台帳への受入れの記載を行っていなかったため、改善を図られたい。(稲荷元町)
- ウ 超過勤務手当について、庶務事務システムによる時間外勤務命令申請及び実施申請を行っていなかったことにより、手当が過小支給となっているものが見受けられたため、改善を図られたい。(三郷)
- エ 特殊勤務手当(介護・保育等業務手当)について、保育業務に従事した時間に応じて手当額及び申請区分が定められているにもかかわらず、庶務事務システムにおいてその区分を誤って申請したことにより、手当が過大支給となっているものが見受けられたため、改善を図られたい。(三郷)

(2) 小学校

- ア 富山市教育委員会公印規程に定めがあるにもかかわらず、小学校長職務代理者印を備えていなかったため、改善を図られたい。
(芝園、柳町、五福、奥田、奥田北、新庄北、針原、大広田、広田)
- イ 超過勤務手当について、庶務事務システムにおいて時間外勤務実施申請を行っていなかったことにより、過小支給となっているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。(奥田北)

(3) 中学校

ア 富山市教育委員会公印規程に定めがあるにもかかわらず、中学校長職務代理者印を備えていなかったため、改善を図られたい。

(東部、新庄、藤ノ木、山室、大泉、月岡、興南)

イ 公印(中学校印)について、備品台帳に記載していなかったため、改善を図られたい。(大泉)

(4) 教育委員会事務局 教育総務課

ア 富山市教育委員会公印規程に定めがあるにもかかわらず、小学校長職務代理者印及び中学校長職務代理者印を備えていなかったため、改善を図られたい。